

279-1054
令和4年4月26日

一般社団法人宮崎県建設業協会
会長 藤元 建二 様

宮崎県環境森林部長
宮崎県農政水産部長
宮崎県県土整備部長
(公印省略)

令和4年度の施工段階における「地産地消」への取組について

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から本県行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、公共事業においては、従来から県発注工事の受注者に対して、県内から資材を調達していただくなどの協力を要請し、また、設計段階においても、平成30年10月から地産地消に資する工法の検討を義務付けることや、県産品を使用した設計を原則とすることなどにより、設計段階から施工段階に至るまで地産地消を意識した取組を進めています。

また、県では、地域経済循環の強化を図り、地域経済の活性化を促進する観点から、平成26年2月に「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針」を策定し、県内の経済団体と一体となって、広い意味での地産地消を推進しており、加えて、新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている地域経済を支えていくため、県民一体となって地産地消による応援消費の展開を進めているところです。

また、昨年度、公共工事に使用する建設資材の基本的な考え方を定め、別添のとおり部内発注機関宛てに通知しております。

貴協会におかれましては、これまでも施工段階における地産地消に積極的に取り組んでいただいていることと存じますが、県内の経済状況等に鑑み、引き続き、御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

(文書取扱 技術企画課)

担当	技術企画課技術基準担当 (電話 0985-26-7047)
	自然環境課技術管理担当 (電話 0985-26-7164)
	農村計画課技術管理担当 (電話 0985-26-7165)

環境森林部各課（室）長
農政水産部各課（局・室）長
県土整備部各課（局・室）長
西 白 杵 支 庁 長 殿
環境森林部各出先機関の長
農政水産部各出先機関の長
県土整備部各出先機関の長

環境森林部長
農政水産部長
県土整備部長

公共工事に使用する建設資材の基本的な考え方について

県では、地域経済循環の強化を図り、地域経済の活性化を促進する観点から、平成26年2月に「県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針」を策定し、県内の経済団体と一体となって、広い意味での地産地消を推進しているところですが、公共工事において優先使用する県産品の明確化を図るため、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

1 公共工事における県産品の取扱い

次のいずれかに該当する建設資材を、県産品として取り扱うものとする。

- (1) 県内の事業所等で生産、加工又は製造されたもの
- (2) 県内に主たる営業所を有する企業が生産、加工又は製造したもの
- (3) 県産品を原材料等として使用したもので、原材料等に占める県産品の費用割合が過半数を占めるもの

2 設計段階において実施する、県産品を明確化する取組

- (1) 工法選定において考慮した県産品について、設計成果に明記すること。
- (2) 設計に使用した県産品について、設計成果に明記すること。

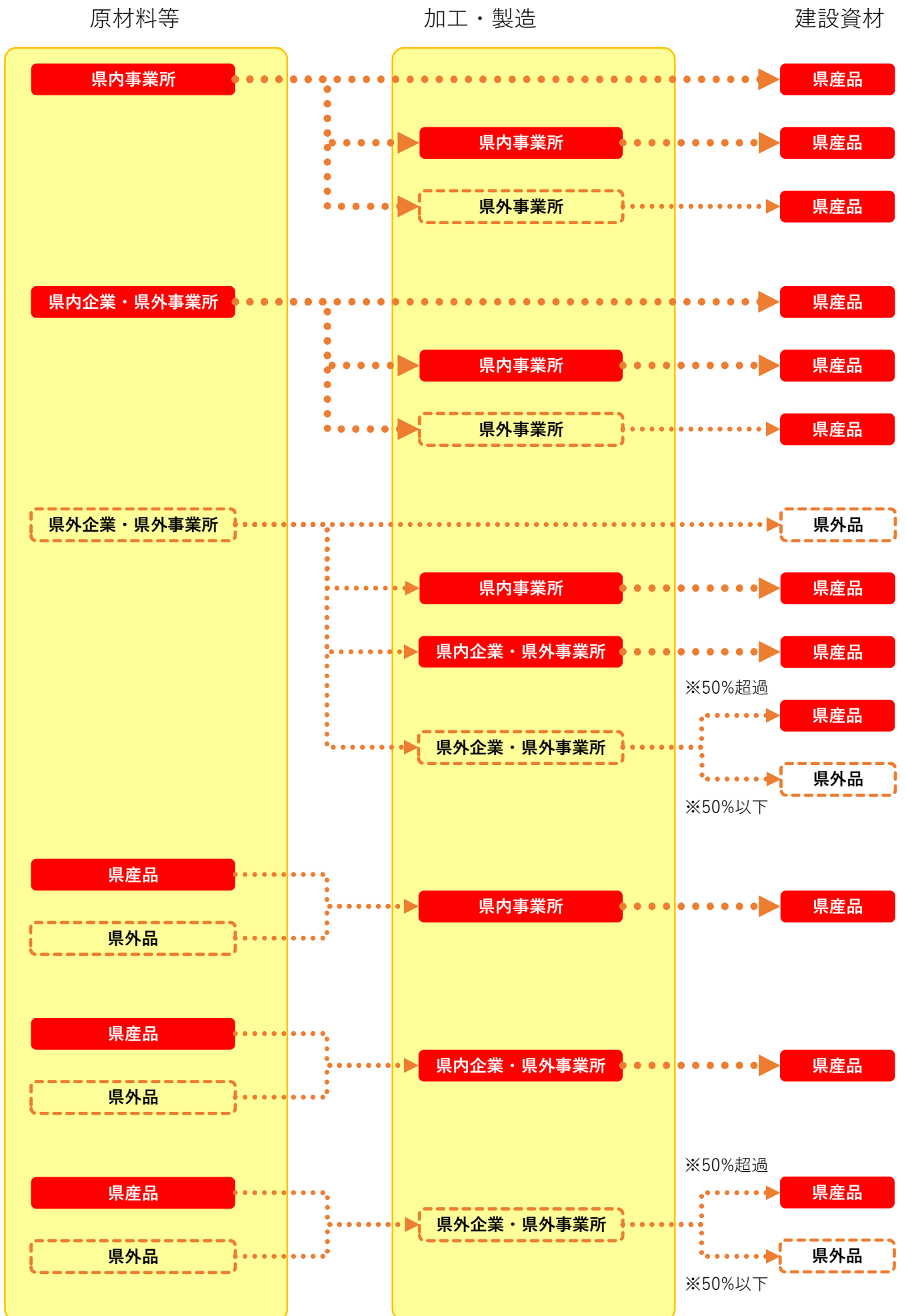
3 施工段階において実施する、県産品を明確化する取組

優先使用する県産品について、設計図書に明示すること。

(文書取扱 技術企画課)

担当

自然環境課 技術管理担当（内線2859）
農村計画課 技術管理担当（内線2661）
技術企画課 技術基準担当（内線6940）
営繕課 建築計画担当（内線6547）



※原材料等に占める県産品の費用割合